参 考 資 料 ３
大学ポートレート運営会議（第２２回）
令 和 ７ 年 ３ 月 ５ 日

高等教育の質の向上の動きと大学ポートレートの現在地

大学改革支援・学位授与機構
研究開発部　嶌田 敏行

はじめに

- 高等教育機関をとりまく「教育の質」に関する話題を提供します。
- まず認証評価という高等教育機関の（教育の）質保証のための制度について概説します。
- 続いて、それらの質保証を支える大学ポートレートについて現場の視点からの問題提起を行いたい。
- 最後に高大接続における大学ポートレートの活用可能性について、これまでとはやや異なる観点で言及したい。

スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実施・改善（イメージ）

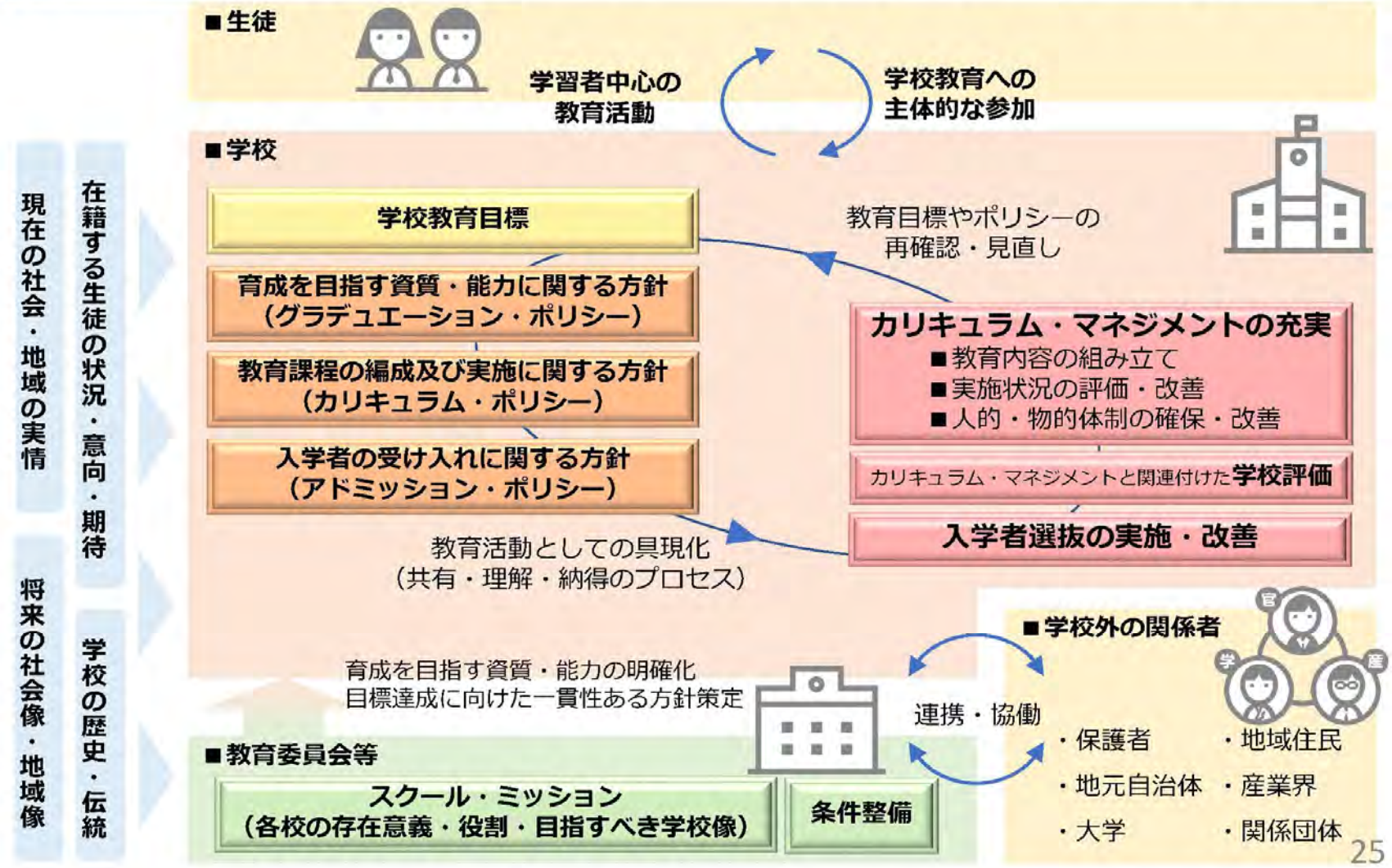

令和２年１１月２５日　これからの高等学校教育について　文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
https://www.mext.go.jp/content/20201124-mxt_koukou02-000011165_03.pdf

大学のポリシーと改善の体制

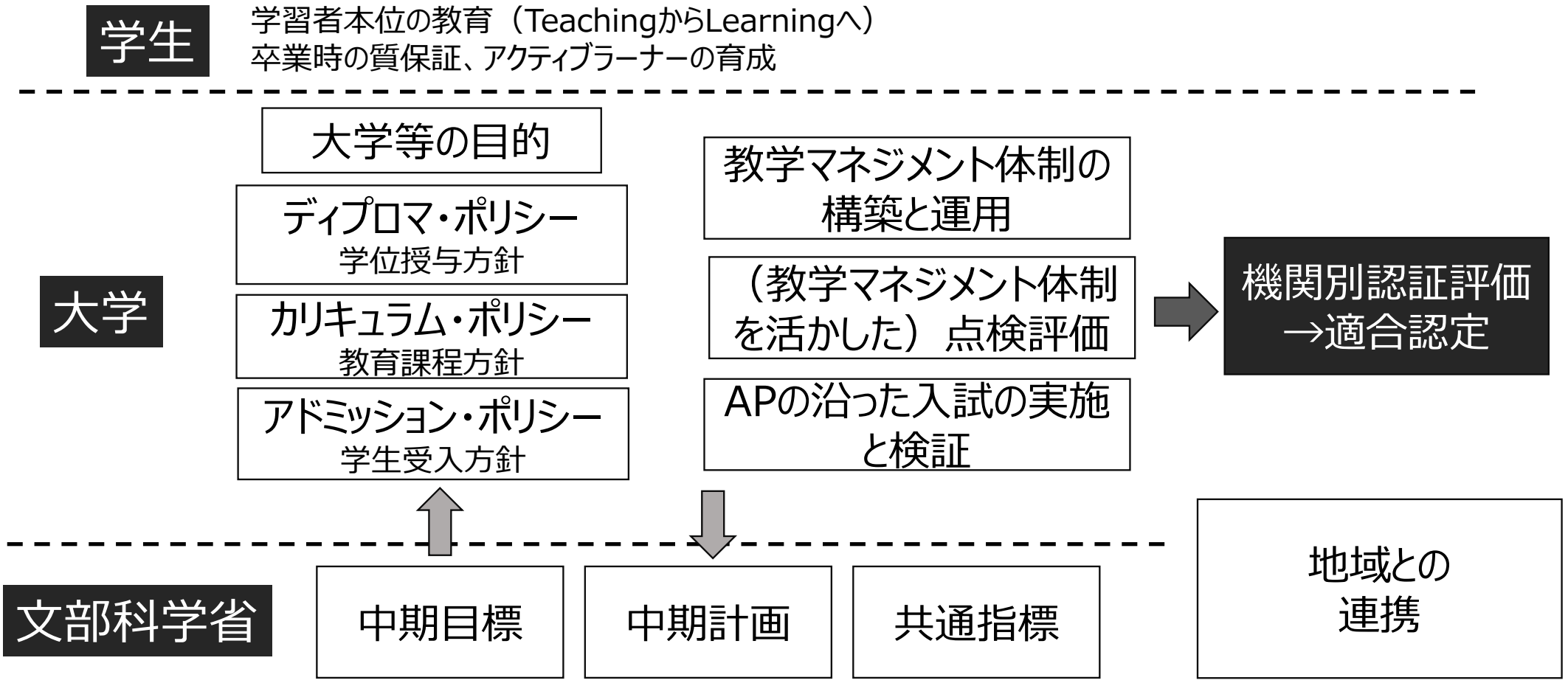

認証評価は大学の教育の質を保証

◆内部質保証

- 大学の質保証は、第一義的には、その大学自身が行うもの。
- 1991年： 自己点検・評価の努力義務化
- 1999年： 設置基準において義務化・外部検証の努力義務化
- 2002年： 学校教育法において自己点検・評価の義務化

◆外部質保証（第三者機関による質保証）

- 2004年： 学校教育法において認証評価の義務化
- 2018年： 細目省令において内部質保証の認証評価の義務化
- 2020年：学校教育法において適合認定の規定、大学の義務、行政の義務を明文化
- 質保証の２段階モデル：大学設置基準による設置認可（事前規制）と大学評価基準による認証評価（定期的な事後確認） どちらも「基準」を設けて評価する。
- 認証評価は、個々の大学の質を保証するとともに、日本の大学システムの質を保証する。

日本における高等教育質保証のシステム：設置認可と大学評価

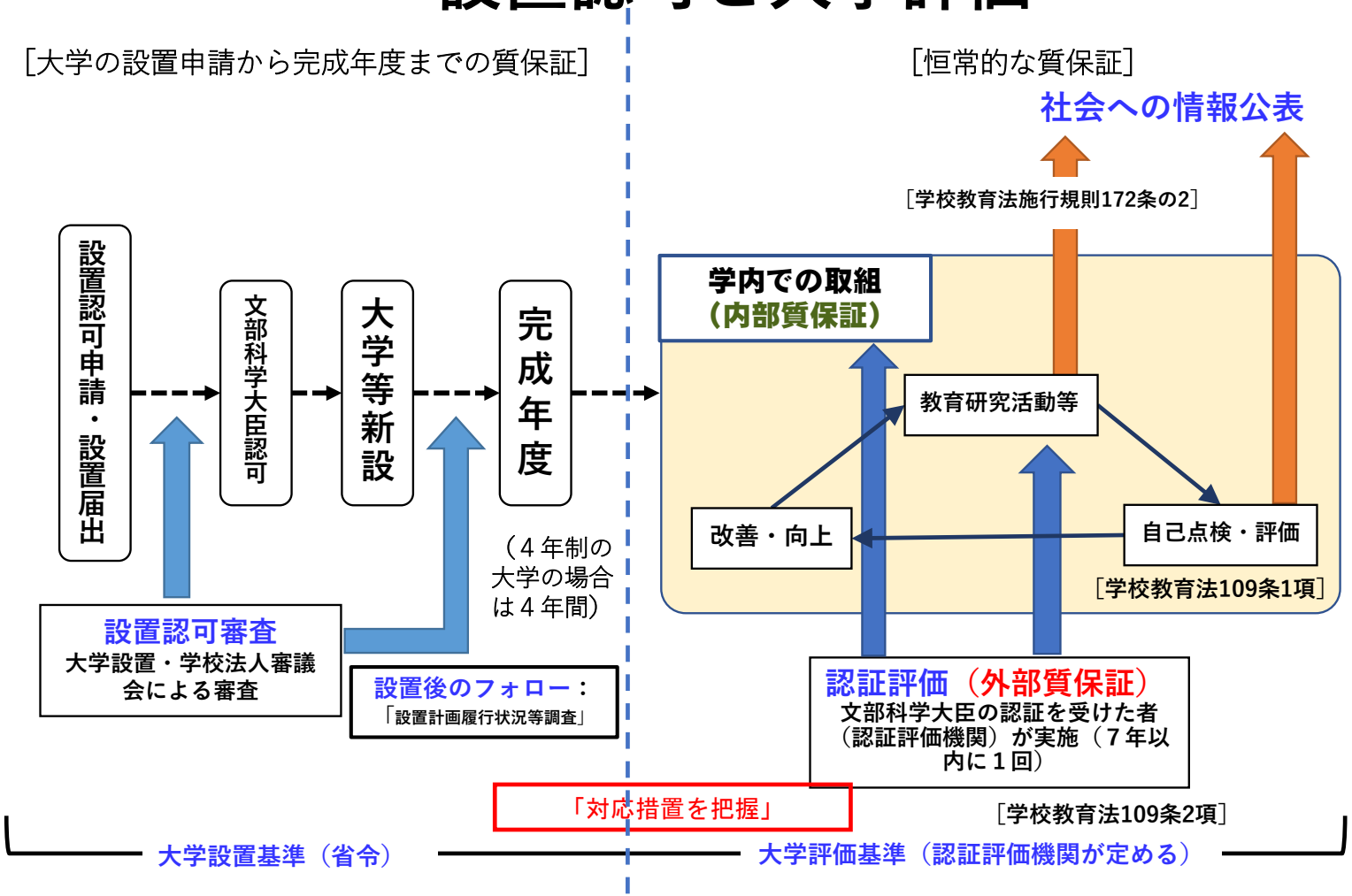

多層的な評価システム

- **自己点検評価**：教育研究等の自己点検評価＆公表 → 学校教育法
- **認証評価**：7年以内に1度、文部科学大臣が認証した機関による水準の確認（事前規制から事後チェックへ、消費者保護？） → 学校教育法 → ベースラインの引き上げ？

- **法人評価**：中期目標・計画の達成度、教育研究の水準について評価 → 国立大学法人法、独立行政法人通則法
- **外部評価**：アドバイザリーボードのように実施している？
- **教員評価**：個人評価

様々な評価

評価の種類		国立	公立	私立	実施周期
自己点検評価	実施・公表	○	○	○	期間に関する定めは特にない
	外部評価	△	△	△	
法人評価	中期目標期間評価	○	※	–	４年＋2年→ 6年 → 4＋2
	年度評価（業務実績報告書）	○→不要	※	–	毎年
機関別認証評価		○	○	○	７年以内に１度

○：義務、※：法人による、△：以前は努力義務だった、－：法的義務はない

3つの評価

	自己点検評価の実施	評価基準の策定	評価者の選定	評価の観点
自己点検評価	○	大学	大学	教育研究等の水準の向上
外部評価	○	大学	大学	自己点検評価の確からしさ＋評価者の経験等にもとづくアドバイス
第三者評価	○	第三者	第三者	基準への適合、達成度判定、水準判定

自己点検評価（現状把握）をもとに、外部評価や、やらざるを得ない第三者評価をテコに大学の改善を図る、のが合理的か？

NIAD-QEの6つの評価領域

領域－基準－分析項目

３ポリシーを整備する → Evaluabilityの確保？

- 基本組織（領域１）
- 内部質保証体制を作って運用する（領域２）

  → 領域６：カリキュラム、授業科目、学習成果、改善活動について自律的に点検・改善していただく
- 財務と管理運営（領域３）
- 学生支援（領域４）
- 学生の受入（領域５）

領域２ 内部質保証に関する基準

基準２－１【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準２－２【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準２－３【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

基準２－４ 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

基準２－５ 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

領域６ 教育課程と学習成果に関する基準

基準６－１ 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準６－２ 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準６－３ 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準６－４ 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準６－５ 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

基準６－６ 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準６－７ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準６－８ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

領域６ 教育課程と学習成果に関する分析項目

6-1-1：学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

6-2-1：教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

6-2-2：教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

6-3-1：教育課程の編成が、体系性を有していること

6-3-2：授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

6-3-3：他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

6-3-4：大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

6-4-1：１年間の授業を行う期間が原則として35 週にわたるものとなっていること

6-4-2：各科目の授業期間が10 週又は15 週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること

6-4-3：適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

6-4-4：教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること

6-4-5 ：専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること

6-4-6：大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること

6-4-8：教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること

6-4-9：夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること

6-5-1：学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

6-5-2：学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

6-5-3：社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

6-5-4：障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

6-6-1：成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

6-6-2：成績評価基準を学生に周知していること

6-6-3：成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

6-6-4：成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

6-7-1：大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること

6-7-2：大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること

6-7-3：策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

6-7-4：卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

6-8-1：標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

6-8-2：就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

6-8-3：卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

6-8-4：卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

6-8-5：就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

認証評価はマネジメント側にシフト

NIAD-QE

１巡目

H17～23

Teaching

「よい教員がよい授業をすれば、優れた学修成果が出る（はず）」

カリキュラム、授業が整っていればOK

とにかく模倣して、対応すればOK?

２巡目

H24 ～ 30

Learning

「何を教えたのかではなく、学生が何を学んだのか」

学修者へ視点を移し、学修成果を測定。

チェックリスト的対応が苦しくなる

３巡目

R1～

Managing

「組織的、体系的に点検評価を行い、継続的、自律的に改善を行う」

- 目標（３ポリシー）に照らして、現状がどうなっているのかを調査。
- 調査データを可視化して、各現場や執行部に提供（IR機能）
- 全員のに「質」マインドを組み込む。

テーラーメイド？

他大学の事例を導入しにくい
→ マネジメントなのでコンテクスト依存

4巡目

R8～

- 定めた体制と手順で内部質保証システムを運用してもらう。
- 改善の成果よりは日常化に軸足を置く？

認証評価受審スケジュール

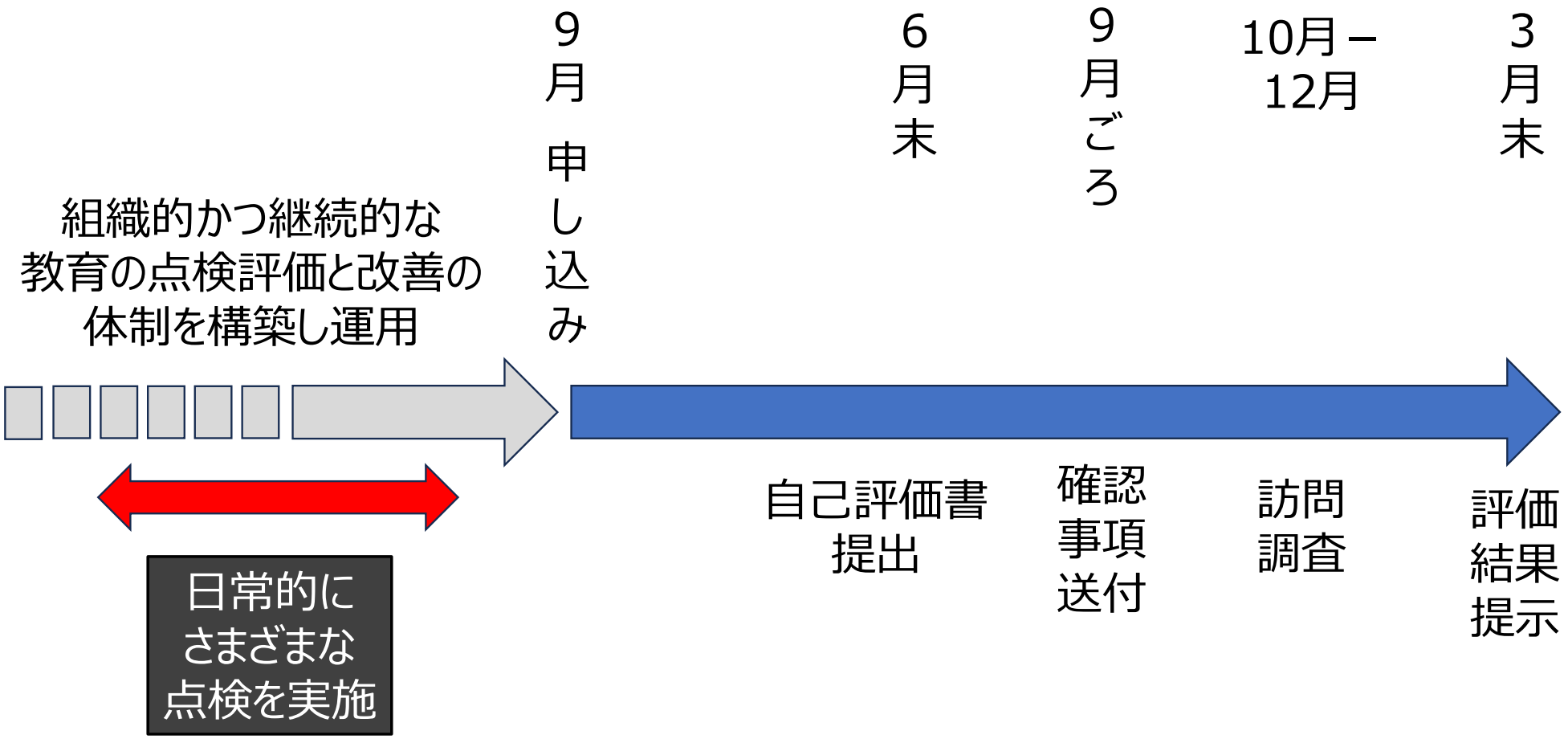

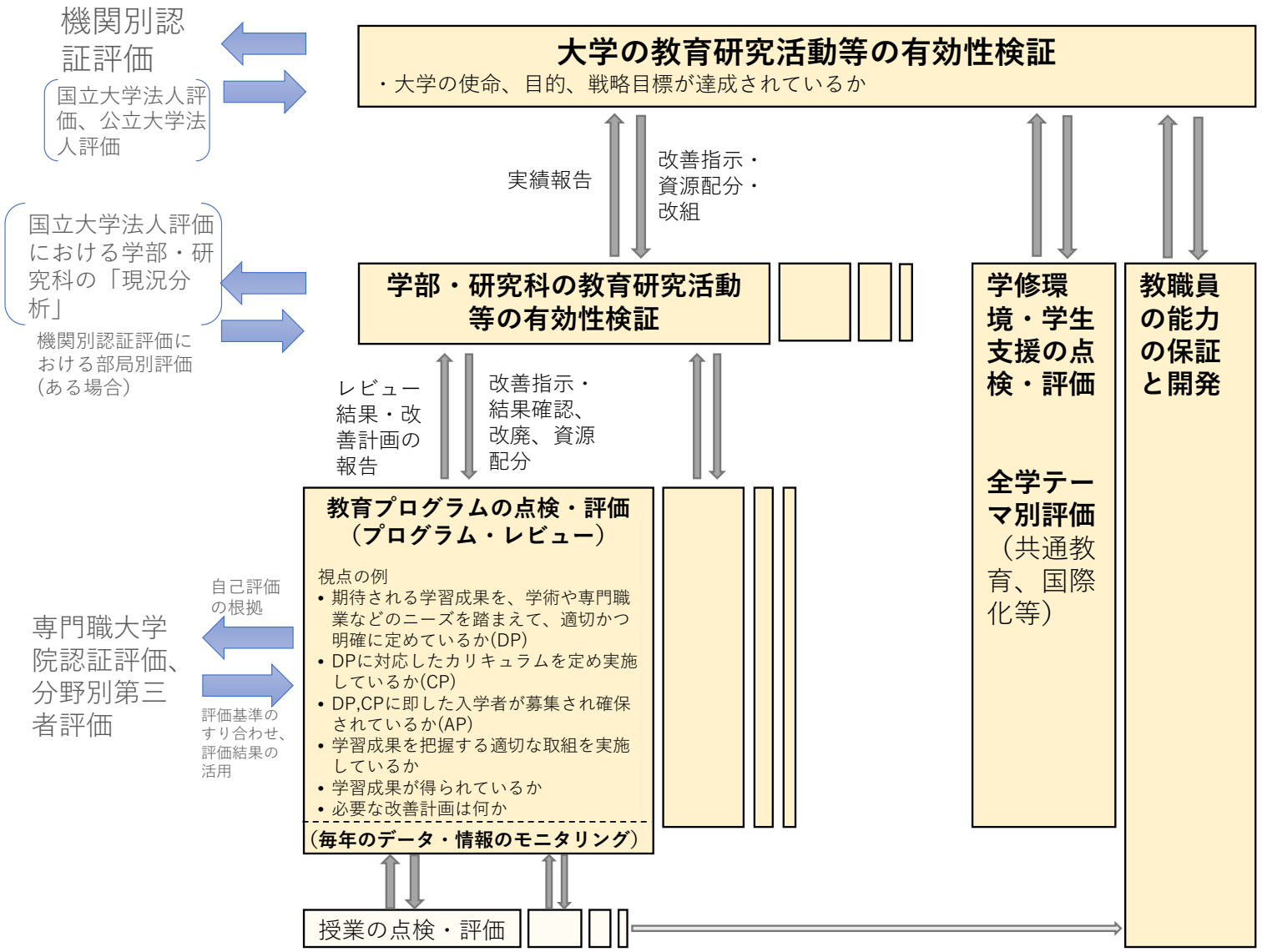

大学改革支援･学位授与機構（2017）『教育の内部質保証に関するガイドライン』

教育情報公表の多様化

- 教学マネジメント指針でも求められている
- 学校教育法施行規則第172条の２ → 以下の項目を追加する改正が予定

- 入学者の選抜、外国人留学生の数など
- 大学院を置く大学は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況など

大学機関別認証評価　基準３－６
大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること
分析項目３－６－１　法令等が公表を求める事項を公表していること

別紙様式３－６－１

○○大学

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
《学校教育法施行規則第 172 条の２》	
教育情報 □大学の目的 □学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 □教育研究上の基本組織 □教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 □入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 □授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 □学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 □校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 □授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること □大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	□大学の目的（URL：　　） □学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 （URL：　　） □教育研究上の基本組織 （URL：　　） □教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 （URL：　　） □入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 （URL：　　） □授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 （URL：　　） □学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 （URL：　　） □校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 （URL：　　） □授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること （URL：　　） □大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること （URL：　　）

別紙様式３－６－１

○○大学

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
※基幹教員制度を導入している場合 □基幹教員の数（専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳） □各基幹教員が有する学位 □教育研究等の業績 □教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況 □主要授業科目の担当の有無や単位数の状況	□基幹教員の数（専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳） （URL：　　） □各基幹教員が有する学位 （URL：　　） □教育研究等の業績 （URL：　　） □教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況 （URL：　　） □主要授業科目の担当の有無や単位数の状況 （URL：　　）
《学位規則第８条》	
博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨	（URL：　　）
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条》 《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》	
財務諸表等	（URL：　　）
《学校教育法第 109 条第１項》	
自己点検・評価の結果	（URL：　　）
《法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第５条》	
法科大学院の教育課程等の公表 □法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 □法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	□法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 （URL：　　） □法科大学院における成績評価の基準及び実施状況

別紙様式３－６－１

○○大学

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
□法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 □法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	（URL：　　） □法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 （URL：　　） □法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況 （URL：　　）
《専門職大学院設置基準第 20 条の７》	
法科大学院における情報の公表 □入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること □法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合 □法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称 □授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること □法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 10 条第１号又は第２号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第１条第１項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	□入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること （URL：　　） □法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合 （URL：　　） □法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称 （URL：　　） □授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること （URL：　　） □法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 10 条第１号又は第２号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第１条第１項に規定する

別紙様式３－６－１

○○大学

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
	司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合 （URL：　　）
《H15 文科省告示第 53 号第３条第２項》	
法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が２割に満たない場合には入学者選抜の実施状況	（URL：　　）
《教育職員免許法施行規則第 22 条の６》	
認定課程を有する大学は、教員の養成の状況 □教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること □教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること □教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること □卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること □卒業生の教員への就職の状況に関すること □教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	□教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること （URL：　　） □教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること （URL：　　） □教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること （URL：　　） □卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること （URL：　　） □卒業生の教員への就職の状況に関すること （URL：　　） □教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること （URL：　　）

別紙様式３－６－１

○○大学

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
《教育職員免許法施行規則第 22 条の８》	
認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら行った点検及び評価の結果	（URL：　　）

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- ○ 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- ○ その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- ○ 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ○ ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- ○ 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- ○ 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。　「大学全体」レベル

三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラム」レベル

「授業科目」レベル

Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

Ⅴ 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

教学マネジメント指針
（令和２年１月22日
中央教育審議会大学分科会）より抜粋

学校教育法施行規則　第百七十二条の二

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること

六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

２専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。

３大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。

４大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

５前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

教育情報公開に関係する法令等

- 学校教育法施行規則第172条の２
- 学校教育法第109条（自己点検・評価及び認証評価制度）、第113条（教育研究活動の公表）
- 学位規則第８条（論文要旨等の公表）
- 教育職員免許法施行規則第22条の６、第22条の８
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第５条（法科大学院の教育課程等の公表）
- 専門職大学院設置基準第20条の７（法科大学院における情報の公表）
- 平成15年３月31日文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項）第３条第２項（法科大学院の入学者選抜）
- 財務諸表等の公表については、例えば、国立大学法人における

  ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条

  ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条（情報提供の方法及び範囲）

など情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令

現場から見たポートレート

- 情報公表、公開？
- 大学としては（昔は）理想：ポートレートにデータを入れる≒教育情報の公表がOK、となると思っていた。
- ポートレートが情報公表のツールになっていくのはアリか、ナシか。
- どんどん情報公表が複雑化 → 何が最適解？
- 労力の最小化→浮いたリソースは他に活用してもらう？

本当の意味での高大接続とは？

- 中等教育機関は、進学/就職実績が上がればよい？
- 各大学の「合格者における年内選抜比率」は上昇中（青田買い？）
- ペーパーテストへの対応力から、総合選抜、学校推薦対応？
- 生徒の変化。社会の変化。小さなころから情報に満たされている？

- 得点力ではなく、本質的な学びをどのようにリレーするか？
- ポリシーの接続、という新たな接続も考える？
- 学びの自由度上げるためには、ポリシーで担保する？

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

大学ホームページで確認する

①（教育課程の編成・専門分野の学力育成）
・ディプロマ・ポリシーで定める5 つの能力を育成するため、共通教育に加えて3学科7メジャー（主専攻）からなる体系的な専門教育課程を置き、さらに学生が目的意識を持って選ぶサブメジャー（副専攻）を合わせた、「メジャー・サブメジャー制」による４年一貫の教育課程を編成する。
・専門分野毎の学問的な方法、ものの見方・考え方、知見、専門的調査能力及び企画力を身に付けさせるため、「学部基礎科目」をはじめとする基礎的な専門科目を1年次と2年次に、発展的な専門科目を3年次以降に配置することにより、4年間を通じて効果的に積み上げる専門教育課程とする。
・専門分野毎の学問的な方法、ものの見方・考え方、知見、専門的調査能力及び企画力を身に付けさせるため、メジャー選択に際し単位取得を要する科目（メジャー要件科目）を1年次に履修させた上で、1年次終了時にメジャーを決定し、メジャー必修科目を含めメジャーの特色に沿って配置された専門科目群を2年次以降に履修させることにより、体系的に学ぶ専門教育課程とする。
・4年次にメジャーの専門性に基づく卒業研究（6単位）を必修とし、学びの集大成と位置づける。

②（課題解決能力・コミュニケーション能力の育成）
・情報を主体的に収集・分析・活用し、文章・口頭で的確に説明することができる能力を養成するため、1年次から4年次まで、専門性の段階に応じた必修のゼミナール形式科目を置き、少人数によるアクティブ・ラーニング中心の教育を実施する。
・多様な人々とコミュニケーションをはかって課題解決に取り組む積極性を涵養するため、上記のゼミナール形式科目を置くとともに、メジャーの特色に沿った実践的科目、PBL科目を置く。

続きを読む…

茨城大学人文社会科学部
カリキュラムポリシー｜大学ポートレート
https://portraits.niad.ac.jp/faculty/goal-policy/0152/0152-1X38-01-01.html
（2024年11月時点）

勝田中等教育学校での事例

- ３つのポリシーは、作ったが実質化が十分ではない（気がする）。

➡ ポリシーに慣れて親しんでもらえばよいのでは？？？

- 探究学習についても、多くの教員が積極的に取り組んでくれるが、やや濃淡がある。

➡ 探究学習とポリシーとの関係が明らかになって、各担当教科との関連も分かってくれば「探究をがんばると、自分の教科の学習にもつながる」ことやその逆もあり得ることが分かるのでは。

グラデュエーション・ポリシーごとに生徒の成長イメージ（学習成果）をそれぞれの教員に考えてもらうワークショップを実施

グラデュエーション・ポリシーと学習成果

	創造力：探究的な姿勢で、新たな創造をすることができる生徒	**活用力**：主体的な学びを通して、知識・技能を活用できる生徒	**協働力**：豊かな人間性にあふれ、多様な人々と協働することができる生徒	**挑戦力**：個々の夢の実現に向けて、挑戦し続けることができる生徒
飛躍期（5-6年）				
伸長期（3-4年）				
基礎期（1-2年）				

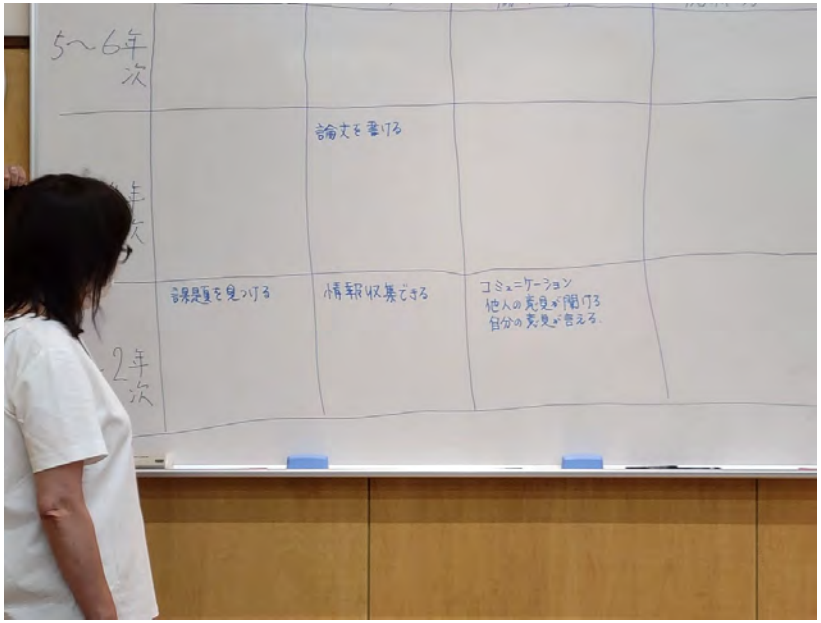

Ibaraki Prefectural Katsuta Secondary School, 2023.

ワーク結果：ルーブリックを作ろう

- 実際にワークをやっていただいて分かったこと：先生方は、ご自身の教科を絡めて、どのように生徒を育てていくか、というモデルを（当然）お持ち。
- レベル感としては、やや多様になるものの方向性は近い印象。
- 普段接しないグループ（他教科）の先生方と共有し、意見交換をしていただくことができた。（ノーミング）

- 探究学習は、グラデュエーション・ポリシーを直接実施する科目としても設計し涵養する能力を整理し、国内外の好事例（青翔開智、CDC等）を参考にルーブリックを作成（学力の三要素も加味）。
- グラデュエーション・ポリシーの達成について、各教科がどのように寄与しているかが分かれば、足りない部分を探究学習で行えばよい？

探究基礎

- 「探究基礎」をどうするか：独自に立てられるほどのリソースがない。→ 探究基礎力は各教科でカバー
- ワークショップで、教科ごとに各能力要素への対応可能性を議論してもらった。

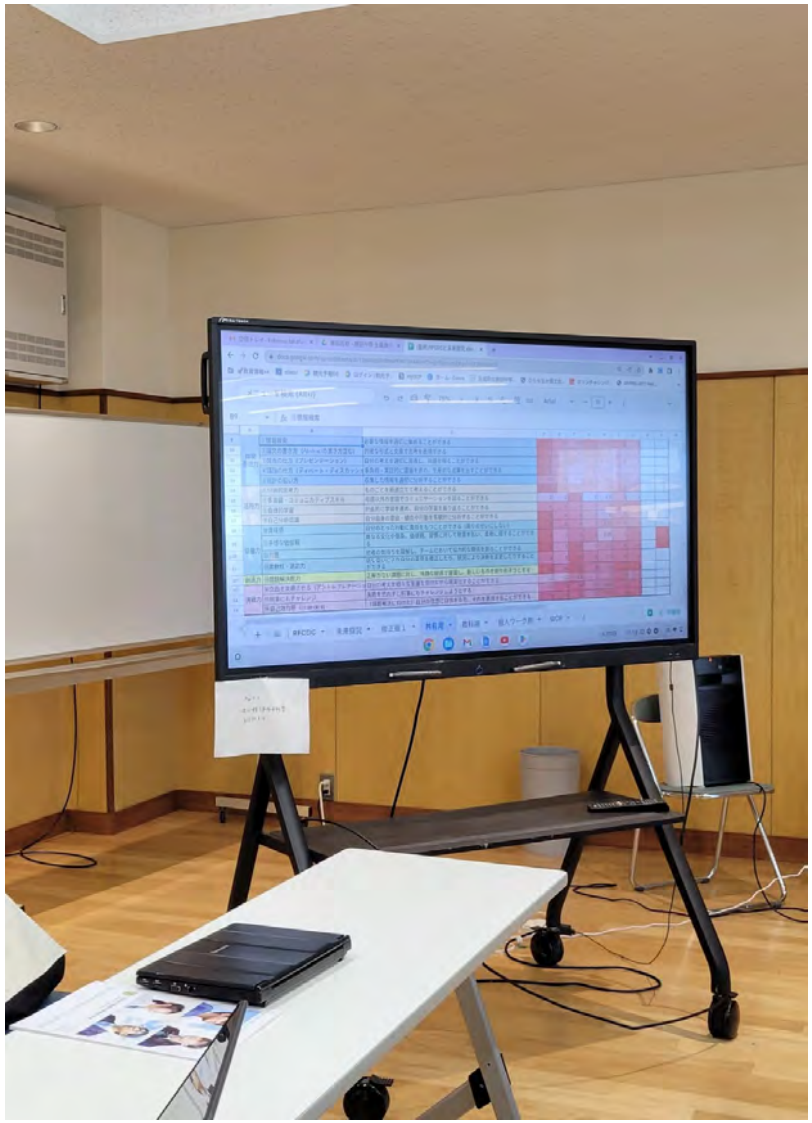

Ibaraki Prefectural Katsuta Secondary School, 2023.

階層1	階層2（資質能力）	階層3（評価項目）	対応可能度								
			国語	数学	英語	社会	理科	情報	技術家庭	体育	芸術
探究基礎力	①情報検索	必要な情報を適切に集めることができる	5	4	3.6	5	4.25	5	3		
	②論文の書き方（Abstractの書き方含む）	的確な形式と文章で思考を表現できる	5	4	4	5	5	3	3		
	③発表の仕方（プレゼンテーション）	自分の考えを適切に発表し、共感を得ることができる	5	4	4.65	5	4.13	4	3		
	④議論の仕方（ディベート・ディスカッション）	多角的・実証的に議論を進め、生産的な成果を出すことができる	5	4	3.6	5	3.75	3	3		
	⑤統計の扱い方	収集した情報を適切に分析することができる	4	4	3	5	4.25	4	3		
活用力	⑥分析的思考力	ものごとを筋道立てて考えることができる	5	5	4.6	5	4.5	5	3		
	⑦多言語・コミュニカティブスキル	母語以外の言語でコミュニケーションを図ることができる	2	2	5	1	1.5	3	1		
	⑧自律的学習	計画的に学習を進め、自分の学習を振り返ることができる	4	4	4	3	3	4	4		
	⑨自己分析認識	自分自身の意欲・傾向や行動を客観的に分析することができる	5	4	4	3	2	3	3		
協働力	⑩責任感	自分のとった行動に責任をもつことができる（周りのせいにしない）	5	4	4	3	3.25	3	3		
	⑪多様な価値観	異なる文化や信条、価値観、習慣に対して敬意を払い、柔軟に接することができる	5	3	4	4	2.25	3	4		5
	⑬共感	他者の気持ちを理解し、チームにおいて協力的な関係を創ることができる	5	3	4.6	3	3.5	4	4		5
	⑭柔軟性・適応力	話し合いにより自分の意見を修正したり、状況により決断を変更したりすることができる	4	3	4.6	4	3.5	4	4		
創造力	⑮問題解決能力	正解のない課題に対し、冷静な視点で提案し、新しいものを創り出そうとする	5	4	4.6	4	3.5	5	5		
挑戦力	⑯企画を実現させる（アントレプレナーシップ）	自分の考えを様々な支援を受けながら現実化することができる	2	2	3.3	3	3	4	3		
	⑰何事にもチャレンジ	失敗を恐れずに何事にもチャレンジしようとする	3	4	4	3	3.25	4	4		
	⑱自己効力感（I can do it）	（課題解決に向けた）自分の信念に自信をもち、それを表現することができる	4	4	4	3	3.75	4	4		

ポイント：各教科でほぼ全域をカバー可能。
「これはこの教科でも既にやってますし、さらに展開可能です」という話が多かった。

まとめ（勝田中等教育学校での取組）

- グラデュエーション・ポリシーをもとにした「育てたい資質能力」は、現場の先生方も十分把握されているので、それを可視化してもらって、共有すればよいのではないか。
- GPに定めた「育てたい資質能力」は各教科と関連して考えてもらえば、先生方もそれを意識して指導してくれる→グラデュエーション・ポリシーの達成が進む。
- 探究は、ポリシー達成のために各教科を補う（邪魔しないもの）ものとして考えても相互補完可能。その探究基礎力（探究学習を進める上で必要な知識・技能：グラフ描画、データ整理、レポート執筆等）養成は、各教科でも十分に貢献できる（関連づけ）。
- 一見バラバラでやっているそれぞれの授業がポリシーでつながった。探究の立ち位置も整理できた。
- 全員でこれまでとあまり変わらないやり方でやっていても全体像の中で動くことができる（みんなでポリシー達成のために教育をやっているという認識）→ 受験だけのためではなくて、これからの人生で役に立つ中等教育の実施が可能（これまでもやっていたが）。
- 教育マネジメントは、全員参加が基本。「場ときっかけとコンテンツ」があれば、教員という専門家集団は自律的に動くことが可能。（本当はここにデータ支援があるともっと動きやすいのかもしれない。）

まとめ

- 高等教育機関においては、教育の質の保証を組織的かつ継続的に実施する、という流れがあるが、中等教育機関においても、似たような状況に置かれている。
- これらの接続の変化に合わせ、ポートレートの特色を活かした運用が必要なのではないだろうか。
- 有用性を向上しつつ、現場の負担感をどのように減少させるか（コストパフォーマンスの高いシステム運営）ということも重要ではないか。